

岩泉町立岩泉小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

II いじめの未然防止のための取組

- 1 教職員による指導 「心の居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感・自尊感情を育む」
- 2 児童に培う力とその取組
 - ① 学級の諸問題について話し合っ解決する活動 → 望ましい人間関係や社会参画の態度
 - ② 学級活動や児童会活動 → 主体的に取り組もうとする力
 - ③ 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業 → ストレスマネジメント力の向上
- 3 いじめの防止等の対策のための組織 「いじめ対策委員会」
- 4 児童の主体的な取組の推進 「岩小キッズの合い言葉『みんななかよし』」
- 5 家庭・地域との連携
- 6 教職員研修

III いじめの早期発見のための取組

月	いじめの早期発見に向けた取組	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の保護者への周知 ・全校朝会での児童への校内取組の周知 ・いじめのサイン発見シート配布 	[通 年] ・全教職員による日常観察、情報共有等 ・毎週末の放課後児童クラブとの情報交換等 ・毎週金曜日の職員終会での情報共有等 ・月例職員会議での情報共有等
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修会 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象とした「みんななかよしアンケート」調査 ・アンケート結果を受けての個別面談と記載シート記入 ・1学期いじめ対策委員会実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童を対象とした教育相談 ・保護者を対象とした期末面談 	
8・9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の児童の様子の聞き取り 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象とした「みんななかよしアンケート」調査 ・アンケート結果を受けての個別面談と記載シート記入 ・2学期いじめ対策委員会実施 ・「みんななかよしデイ」の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童を対象とした教育相談 ・保護者を対象とした期末面談 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の児童の様子の聞き取り 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象とした「みんななかよしアンケート」調査 ・アンケート結果を受けての個別面談と記載シート記入 ・3学期いじめ対策委員会実施 	

相談窓口の紹介

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）：学校（全教職員が対応）
- 地域からのいじめ相談窓口：学校（副校長）
- インターネットを通じて行われるいじめ相談：学校又は岩泉警察署 0194-31-0110
- ※岩泉町教育委員会の相談窓口：0194-22-2111(内線 503)
- ※24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談ダイヤル）（県教委）：0570-0-78310（24時間対応）
- ※いじめ相談電話（県教委）：019-623-7830（24時間対応）

あなたの相談を待っています！
24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
(通話料無料)

ふれあい電話
0198-27-2331
ふれあいメール(メール相談)
fureai@pref.iwate.jp

岩手県・岩手県教育委員会

- ふれあい電話(岩手県教育委員会/平日9:00~17:00)
- ・総合教育センター ☎0198-27-2331
- ・教育事務所 盛岡 ☎019-629-6745 中部 ☎0198-22-4981
- 県南 ☎0191-26-1419 岩手南 ☎0192-27-9910
- 宮古 ☎0193-64-2222 県北 ☎0194-53-4991
- いのちの電話 ☎019-654-7575 (月~土 12:00~21:00, 日 12:00~18:00)
- ヤング・テレホン・コーナー(岩手県庁) ☎019-651-7867 (平日 9:00~17:45)
- (岩手サポート) ☎0197-65-2400 (平日 9:00~17:45)
- 青少年なやみ相談室 ☎019-606-1722 (月~水 9:00~20:00, 火・水・金・土 日 9:00~16:00)
- 子どもの人権110番(法務局) ☎0120-007-110 (平日 8:30~17:15)
- チャイルドライン ☎0120-99-7777 (16:00~21:00)

IV いじめの問題に対する早期対応

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、複数の教員により、速やかに組織的な対応をする。
- ・全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、(必要に応じて) 関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめ解消について

いじめが解消していると判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

(1) いじめに係る行為の解消

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(※3ヶ月を目安とする)ただし、いじめ被害の重大性から、さらに長期間が必要と判断される場合はこの限りではない。

(2) 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめ解消を判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。なお、アンケートによっていじめが発見された場合は、次のアンケート時に面談を実施し、いじめ解消を判断する。

当該児童および保護者に確認のうえ、解消の判断をする。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、引き続き注意深く観察する。